

知事が専決処分にすることができるものに指定するについて(案)

(提案理由)

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、緊急対応のための議案審議の簡素化として、委員会の付託を省略して議会の議決を経て締結した当該緊急事態に係る災害復旧事業等の工事の請負契約について、一定割合以下の契約の変更を、地方自治法第一百八十条第一項の規定により軽易な事項として指定しようとするものである。

議提議案第四号

知事が専決処分にすることができるものに指定するについて (案)

右提出する。

平成三十一年三月十三日

提出者	廣 耕 太 郎
	岡 野 恵 美
	倉 本 崇 弘
	野 村 保 夫
	藤 根 正 典
	田 中 祐 治
	津 村 衛
	中 嶋 年 規
	中 村 進 一
	中 森 博 文

知事が専決処分にすることができるものに指定するについて

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態に迅速に対応するため、三重県議会会議規則(昭和三十二年三重県議会規則第一号)第二十九条第四項の規定により委員会の付託を省略して議会の議決を経て締結した当該緊急事態に係る災害復旧事業等の工事の請負契約について、議決した契約金額の二割以内の変更を行うことに関し、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第一百八十条第一項の規定により、これを知事が専決処分にすることができるものに指定する。

提案理由

大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、緊急対応のための議案審議の簡素化として、委員会の付託を省略して議会の議決を経て締結した当該緊急事態に係る災害復旧事業等の工事の請負契約について、一定割合以下の契約の変更を、地方自治法第一百八十条第一項の規定により軽易な事項として指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。